

# 申告は正しく、お早めに！

## 申告相談が必要な方



- ◆事業所得（自営業・農業）、不動産所得、配当所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得（年金等）のある方
- ◆給与を受けている方で、事業所得がある場合
- ◆給与を受けていたり方で年末調整を受けたいなかった場合や、医療費控除等を受ける場合
- ◆所得税の確定申告書を提出、または提出予定の方
- ◆農業で販売のない方（自家消費のみの方）

## 申告相談に必要な書類等

- ①確定申告書（税務署から送付されている方のみ）
- ②印鑑および預金通帳
- ③給与所得、年金等の源泉徴収票（給与・公的年金・個人年金等受給者）
- ④雇い主の発行した賃金支払明細書（日雇、パート等賃金雇用労働者）
- ⑤国民年金保険料等の納付済証明書
- ⑥生命保険料、個人年金保険料の支払証明書
- ⑦地震保険料の支払証明書（地震保険、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険）
- ⑧医療費の領収書（高額医療、生命保険等の補填金額を差し引いた実支払額が、所得額の5%または10万円を超える方）
- ⑨寄付金の領収書（地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社、政党等）
- ⑩不動産等を譲渡された方は、支払

調書または契約書、その他手数料等のわかるもの

⑪その他営業等は収入、支出のわかるもの

※期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告ができません。（税務署での申告となります。）

※還付を受けるための申告は、1月から提出できます。税務署へ直接郵送することもできます。南部町では、2月13日（法勝寺庁舎）、14日（天萬庁舎）に相談をお受けします。

※申告をされていない方で、収入や所得が（特に個人年金、生命保険契約等満期一時金など）判明した時には、町県民税を課税しますのでご注意ください。

- ⑬住宅借入金等特別控除（平成23年分新規）を受ける方は、源泉徴収票、住民票の写し、登記簿謄本、契約書、年末の借入残高の証明書、増改築等工事証明書など

## 【注意事項】

- ※期限内に正しい申告をされないと、無申告加算税、延滞税がかかります。
- ※収入がない方でも申告が必要な場合があります。（国民健康保険税の軽減を受ける方。所得証明が必要な方など）

## 【扶養控除等の改正】

- 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の方）に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の対象となる扶養対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族となりました。